

埼玉県立大学保健委員会規程

平成22年4月1日
規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学保健委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、保健センター長の職務を補佐するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 保健管理計画の策定及び推進に関すること
- 二 その他保健管理に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 保健センター長
- 二 学生支援センター長
- 三 学校医
- 四 保健センター員
- 五 共通教育科長及び各学科長が指名する教員（各学科1名）
- 六 研究科長が指名する教員（1名）
- 七 学生・就職支援担当部長
- 八 その他委員長が必要と認める者

2 前項第5号の委員は、同項第6号の委員と兼ねることができる。

(任期)

第4条 前条第5号、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、保健センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局学生・就職支援担当が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（第8条改正）

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。